

VI 教員免許

1 教員免許の意義

教員の免許とは、教員となる資格のあることを公証するものである。すなわち、教員として必要な知識及び技能を身に付けていることの証であり、「新規に採用する教員に任命権者が求める資質」と密接に関連するとともに、「みやぎの教員に求められる資質能力」の基盤となるものでもある。

教育職員免許法(以下「免許法」という。)は、教員の資質の保持と向上を図ることを目的としているため、大学の教職課程において、教員となるために必要とされる専門的知識及び技能を着実に身に付ける必要があるとともに、教職経験年数の経過とともに変化する社会情勢や教科等に関する知識及び技能について、常に学び続け、教員免許が保証する質の維持向上に努めなければならない。

また、教員は、全て免許法により授与する各相当の免許状を有する者でなければならないとして、相当免許主義が徹底されていることから、例えば、有する学校種の他教科の教員の免許や特別支援学校の教員の免許などキャリアに応じて教員免許を新たに取得することにより、自らの資質能力の幅を広げることも推奨される。

特に、令和4年答申において「教科指導の専門性を有する教師による多様な教材を活用したより熟練した指導や、児童生徒の発達段階を理解した小学校から中学校への円滑な接続等の観点からは、小学校と中学校の両方の免許状を有する教師を増やしていくことが望ましい。」とされていることから、すでに小学校や中学校の免許状を有する者の免許法認定講習等を活用した複数校種の免許状取得が望まれる。

2 特別支援学校の教員の免許状の取得推進

特別支援教育の充実に向けて教諭等の専門性の向上が重要とされているが、免許法の規定により、特別支援学校の教諭等については、原則として、特別支援学校の教諭の免許状に加えて、それぞれの学校の各部に相当する学校の教諭の免許状を有する者でなければならないと規定されているところ、免許法の経過措置により、特別支援学校の教諭の免許状を有しない者が現に特別支援学校の教諭等として勤務している実態がある。しかし、令和4年3月に出された「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」において、「特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状の保有率100%を目指して引き続き取組を進める」とされていることから、このような状態は早期に解消していかなければならない。さらに、全ての学校で特別支援教育を充実させていく観点から、特別支援学校以外の教諭等も

特別支援学校の教諭の免許状取得に努めるなど、専門性の向上を図ることが望ましい。

このための方策のひとつとして、本県では、特別支援学校の教諭等の免許状取得を目的とした免許法認定講習を集中的に開設したほか、令和3年度からは単年度で免許状を取得できるよう科目及び開設期間を増大させるとともに、他県が開設する免許法認定講習等の情報について周知を図るなど、教諭等の免許状取得を支援している。

また、本県では、現職教員の免許状取得を促進するだけでなく、新規に採用する教諭についても、平成30年度の教員採用選考から小学校出願者に対して「特別支援学校枠」を設け、平成31年度の教員採用選考からは特別支援学校枠を全校種に広げるなど、特別支援教育に関する専門性を有する人材の積極的な確保に力を注いでいる。